

ご意見と回答

提案・意見

市役所所有の建物の有効活用について(回答:5月22日時点)

(2026年4月受付)

建物は使わないと劣化が早まると聞きます。

市役所所有の建物で普段使用していないものは無償で貸し出すなどしていないのでしょうか。

例えば地区の老人会の集まりとか祭の準備で使用するとか様々な需要が考えられます。

せっかくある建物なので使わない方が税金の無駄遣いではないかと考えます。

他の市町村では有効活用している所が多いですが、伊勢市はどのような事例があるのか教えてください。

伊勢市に住む人が気軽に使用できるように制度を作ってください。

どこの建物がどんな使用で使えるのか教えてください。

回答

市役所所有の常時使用していない建物は、法令の制限内で、施設の状況や利用目的に応じた、利活用を進めています。

利用しなくなった学校は災害時の避難場所、地域団体の事務所や活動場所、倉庫などとして活用しており、特に、旧神社小学校については、施設の維持管理を含めて長期的に民間事業者へ貸し出しています。

また、利用しなくなった幼稚園や保育園も、放課後児童クラブや地域の活動団体の事務所などとして継続して貸し出しています。

資産経営課(2026年5月回答(5月16日~22日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

入湯税に関する課税事業者名の取扱いについて(確認)(回答:5月22日時点)
(2026年4月受付)

入湯税の課税事業者については、守秘義務との関係で公表されていないとのご説明を口頭で伺いましたが、自治体によっては公表している例もあり、この点についてどのように整理されているのか気になっております。

つきましては、本市における課税事業者名の公表の可否について、

- ① 守秘義務に該当すると判断される法令上の根拠
- ② 守秘義務の対象となる情報の範囲(どの範囲までが該当するのか)
- ③ 他自治体において公表されている事例との関係についての考え方

以上の点について、ご教示いただけますでしょうか。

回答

地方税法第22条に「地方税に関する調査(中略)に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されております。

入湯税の特別徴収義務者に関する情報は、その税申告によって知り得た情報であることから、その場での回答を差し控えさせていただきました。なお、公表されている他自治体が存在することは認識しており、伊勢市としても検討してまいります。

【参考】

地方税法【抜粋】

第22条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

課税課(2026年5月回答(5月16日~22日))

カテゴリ:くらし・環境>税金

ご意見と回答

提案・意見

市内の放課後児童クラブの数の不足について(回答:5月19日時点)

(2026年5月受付)

市内の放課後児童クラブは位置に偏りがあり、旧小俣町では不足していて定員をはるかに超える児童が通っている現状を市としてどのように認識していますか。定員をはるかに超える施設があるというのは本当なのでしょうか。施設に対して児童の数が多すぎると監視の目が行き届かずしっかりとみることができません。

施設を増やしたらみんながもっと通いやすくなるのではないですか。

共働き世帯が多い中で児童クラブの費用は全額市が負担すべきです。

回答

伊勢市において放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっています。市ではより多くのお子さまがご利用できるよう、複数クラブの設置、放課後児童支援員の追加配置など、受入れ体制の拡充に努めていますが、一部の施設においては定員を超える利用登録が行われています。

施設の定員は国が定める面積基準や放課後児童支援員の配置基準に基づいて設定されます。しかしながら、全国的に待機児童が多く発生している状況のもと、国は一定の要件を満たす場合、弾力的な児童の受け入れを可能としており、日々の利用においてはスペースの有効活用や支援員等の追加配置により、基準の範囲内で柔軟な受入れが行われています。

市では引き続き、国が定める基準の遵守及び児童数に応じた適切な支援員配置等を注視し、安全な見守り体制の確保を図るとともに、さらなる定員の拡充に向けて必要な実施場所の確保に取り組んでまいります。

また、利用料に関しましては、施設管理費や人件費の一部を利用者にご負担していただいておりますが、その全額を市が負担することについては多額の財源が必要となります。そのため、現時点では、利用者の負担額を軽減するため、お子さま一人当たり月5,000円を上限とし市独自で追加の公費負担をしているところです。

共働き世帯の皆様にとって、お子さまの安全な居場所の確保は非常に重要な課題であると認識し、今後も放課後児童対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

子育て応援課(2026年5月回答(5月16日~22日))

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育>子育て

ご意見と回答

提案・意見

職員の対応(回答:5月22日時点)

(2026年5月受付)

家屋の解体補助金を申請したがあまりにも対応が悪い
要する日数を案内してくれなかった。現地調査に来て、何日かかるか何の説明
もない
こちらは税金をきっちり払っているのにこの対応はゆるしがたいものがある。

回答

このたびは、当課職員の対応によりご不快な思いをおかけしましたこと、心より
お詫び申し上げます。

申請を受け付けさせていただいた際に、本来であれば担当者が補助金交付に係
るスケジュール、手続きの流れを分かりやすくご案内すべきところ、説明が不十
分であったため、ご迷惑をおかけしました。

今回のご指摘を受け、担当職員への周知徹底を図るとともに、案内手順の内容
を整理し、同様の事案が生じないよう取り組んでまいります。
今後とも、市民の皆様に分かりやすく丁寧な対応できるよう努めてまいります。

住宅政策課(2026年5月回答(5月16日~22日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

国道 42 号線(回答:5 月 22 日時点)

(2026 年 5 月受付)

伊勢市通町と溝口の間、汐合大橋の上下線の歩道に大量の貝の殻が大量に不法投棄してあります。現状の確認と改善をしてください。

回答

汐合大橋の上下線の歩道(国道 42 号)につきましては、道路管理者の三重県へ伝えました。

維持課(2026 年 5 月回答(5 月 16 日~22 日))

カテゴリ:<暮らし・環境>ごみ

ご意見と回答

提案・意見

市政への提案箱の回答について(回答:5月20日時点)

(2026年5月受付)

いつも市政への提案箱を市役所で見ているが、質問に対してきちんと回答しないものが散見します。

聞かれたことにはきちんと答えるのは基本中の基本です。小学生でもできます。答えたくないかもしれませんがしっかりと回答するのが市役所のやるべきことではないですか。

回答

市政への提案箱への回答については、各所属で責任をもち、所属の決裁をもって回答作成することとしています。

いただいたご意見については、再度庁内に共有いたします。

広報広聴課(2026年5月回答(5月16日~22日))

カテゴリ:その他>その他